

23232

愛知県

愛西市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
愛西市企業立地促進条例	H27.9 R2.3 改正 R3.6 改正	(1) 立地促進奨励金 ・指定区域内(※1)において製造業に属する事業所及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号に規定する流通業務に属する事業所の新設すること ・土地の取得日から3年以内に操業を開始すること ※1 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の4第1号に基づく工業系の地区計画が定められた区域	(1) 立地促進奨励金 新設の事業所の操業日後に当該事業所に係る固定資産税を最初に課されることとなった年度から3年間における各年度の固定資産税(家屋及び償却資産に課するもの)に相当する額(限度額なし)を、当該年度の翌年度に交付
		(2) 雇用促進奨励金 ・立地促進奨励金の交付を受けること ・新規常用従業員(※2)を雇用し、起算日(※3)から1年以上継続して雇用していること ※2 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く)のうち、操業日を6月経過した日までに常用従業員となった者(常用従業員となった日から継続して市内に住所を有するものに限る) ※3 操業日から6月を経過した日	(2) 雇用促進奨励金 新規常用従業員1人に付き 15 万円(上限年額 1,200 万円、最大2年間交付)
		(3) 建物賃借型雇用促進奨励金 ・新規常用従業員(※2)を雇用し、起算日(※3)から1年以上継続して雇用していること ※2 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く)のうち、操業日を6月経過	(3) 建物賃借型雇用促進奨励金 新規常用従業員1人に付き 15 万円(上限年額 1,200 万円、最大2年間交付)

		した日までに常用従業員となった者 (常用従業員となった日から継続し て市内に住所を有するものに限る) ※3 操業日から6月を経過した日	
--	--	--	--